



しおどめ

SHIODOME

第33号

平成27年11月16日
 東京都第二市街地整備事務所
 中野区中野一丁目2番5号
 第二市街地整備事務所ホームページ
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/dainiseibi/index.html>

換地処分の公告を行いました

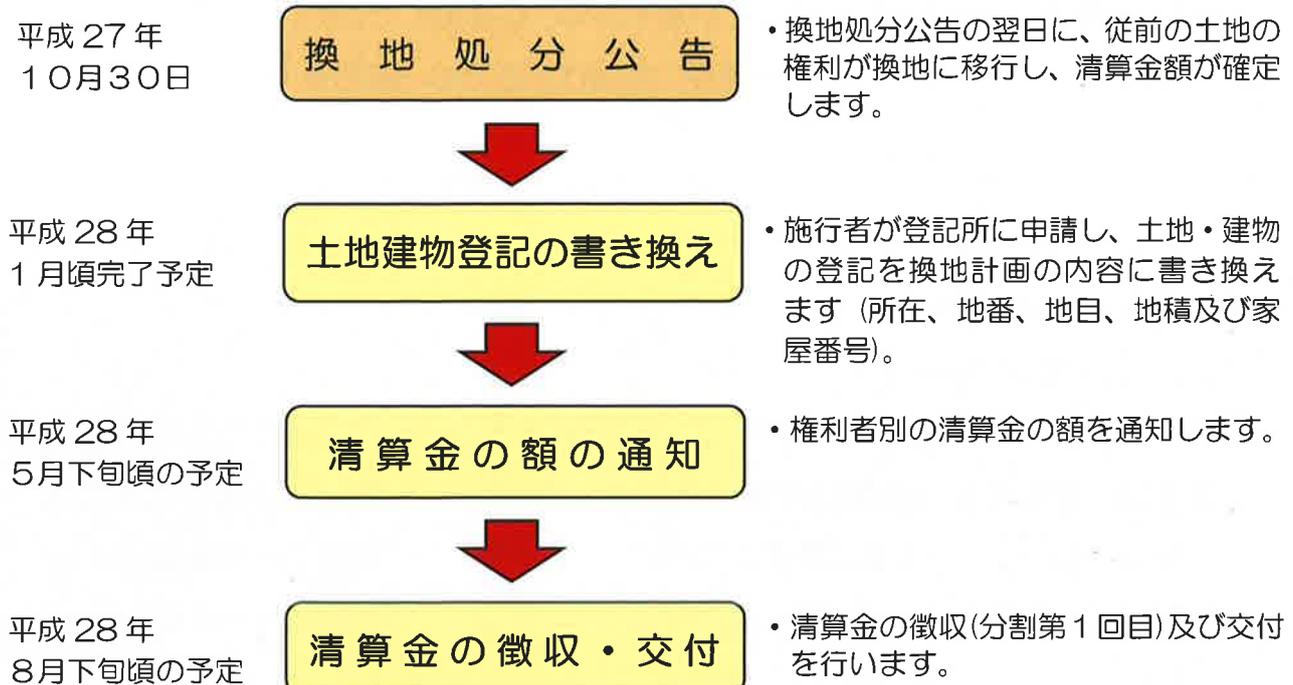
日頃より東京都市計画事業汐留土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

過日お届けした「換地処分通知」が、すべての関係権利者に到達したことを確認しましたので、平成27年10月30日、東京都公報に「換地処分の公告」を行いました。これにより、平成27年10月31日から次のとおりとなりましたので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

- 従前の土地の権利が換地処分後の土地に移行し、換地の権利及び清算金の額が確定しました。
- 区画整理地区内における建築行為等については、土地区画整理法第76条の許可が不要になりました。

(*) 東京都公報は、東京都のホームページからご覧いただけます。
<http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/>

今後のスケジュール



登記事務が一時停止されています

換地処分の公告に伴い、土地・建物の登記簿（地番、地目、地積等の表題部）及び公図などの書換えを登記所が行っています。このため、区画整理地区内の不動産に関する登記事務が一時停止されていますので、ご注意ください。

- 停止期間は、平成27年11月2日から約2～3か月を予定しています。
- 停止期間中は、一般の所有権移転、権利の設定・抹消、土地の分筆・合筆等の登記を行うことはできません。
- 登記簿の書換えが完了しましたら、権利者の皆様には本紙「しおどめ第34号」にてお知らせいたします。また、東京都公報に「登記の完了」を公告します。

清算金の徴収・交付事務にご協力ください

換地処分の公告により、「換地処分通知」に記載した清算金の額が確定しました。

- 清算金の徴収・交付に必要な書類を平成28年5月下旬頃に発送する予定です。書類が届きましたら、必要な手続きに応じて書類を提出していただくようお願いいたします。
なお、清算金の徴収（分割第1回目）及び交付は、平成28年8月下旬を予定しています。
- 清算金が交付となる土地に抵当権等の担保権が設定されている場合は、平成27年12月頃、東京都から担保権者に対し、清算金の交付について照会をします。
- 換地処分の公告の日における土地所有者及び借地権者等以外の方が清算金を納付する場合、または清算金を受け取る場合は手続きが必要になります。手続きに必要な書類は、管理課調査清算係に用意していますので、ご連絡ください。
- 清算金額の通知やお知らせ等を確実にお届けするため、転居等で住所が変更になった場合は、管理課調査清算係までご連絡ください。
- ご不明な点がありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

事業についてのお問合せ先

【第二市街地整備事務所】

管理課調査清算係（清算金の徴収・交付事務に関すること）	電話 03(5389)5154
事業課夕留換地係（換地処分に関すること）	電話 03(5389)8235
工事課工務係（工事に関すること）	電話 03(5389)8222
夕留地区事務所（工事に関すること）	電話 03(5472)3919